

週二回(火・金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

第六十四号

一九六七年
八月十一日

目次	ページ
規則	
○租税犯則取締法施行規則の一部を改正する規則(規則第八十八号)	1
○非琉球人による土地の恒久的権利の取得を規制する立法施行規則の一部を改正する規則(規則第八十九号)	1
○計量法施行規則の一部を改正する規則(規則第九十号)	2
○保険業法施行規則の一部を改正する規則(規則第九十一号)	2
告示	
○政府立病院における診療費等の算定に関する規程(告示第三百三十二号)	3
○郵便局移転について(告示第三百三十三号)	32
法務局事項	
○普天間登記所の移転について(法務局告示第三号)	32

琉球電信電話公社事項

○国際電信電話営業規則の一部を改正について(琉電々公社公示第三号)

公 告

○成果の確定公告について
○道路位置の指定について

33 33

32

規則

規則第八十八号

租税犯則取締法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
一九六七年八月十一日

行政主席代理

行政副主席 小 渡 三 朗

租税犯則取締法施行規則の一部を改正する規則

租税犯則取締法施行規則 (一九五二年規則第五十五号) の一部を次のように改正する。

第十五条様式中「納税義務者」を「申告義務者」に、「納税義務地」を「申告義務地」に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

規則第八十九号

非琉球人による土地の恒久的権利の取得を規制する立法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六七年八月十一日

行政主席代理

行政副主席 小 渡 三 朗

非琉球人による土地の恒久的権利の取得を規制する立法施行規則の一部を改正する規則

非琉球人による土地の恒久的権利の取得を規制する立法施行規則 (一九六五年規則第二百二十八号) の一部を次のように改正する。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式

藥 町

非琉球人士取得許可証

住所

用名

貴殿から申請のあった下記土地の恒久的権利の取得を許可します。

記

記

土地の所在

池田・等級

坪数

権利の種類

権利の取得方法

年 月 日

行政主席

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第九十号

計量法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六七年八月十一日

行政主席代理

行政副主席

小渡

三
朗

計量法施行規則の一部を改正する規則

計量法施行規則（一九五四年規則第十二号）の一部を次のように改正する。
第百九条を次のように改める。

(報告)

第百九条 計量器修理事業者は、第六〇号様式による計量器修理事業報告書

を毎月につき 法第三十二條第一項の許可を受けた工場又は事業場ごとに作成し、翌月十日までに、行政主席に提出しなければならない。

第五十九号様式の次に次の様式を加える。

第60号様式

計量器修理事業者報告書

行政主席 殿

年 月 日

住所

氏名

3

計画法施行規則第109条の規定により、下記の通り報告します。

[illegible]

タクシーの場合は、備考欄に車番番号を記入すること。

2 用紙の大きさは、B5判とすること。

附
則

この規則は、公布の日から施行し、一九六七年八月一日から適用する。

規則第九十一號

保險業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六七年八月十一日

行政主席代理

行政副主席 小 渡 三 朗

保険業法施行規則の一部を改正する規則

保険業法施行規則（大正元年農商務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「保険業法第六条」を「保険業法第六条第二項」に、「常務ニ従事セントスル」を「非常勤ノ役員ノ地位ヲ占メントスル」に、「常務ノ処理方法」を「職務ノ処理方法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第三百三十二号

政府立病院における診療費等の算定に関する規程を次のように定める。

一九六七年八月十一日

行政主席代理

行政副主席 小 渡 三 朗

政府立病院における診療費等の算定に関する規程

(通則)

第一条 厚生局組織規則（一九六五年規則第九〇号）第三十九条の規定による政府立病院（以下「病院」という。）における治療又は健康診断等に要する費用の額は、この告示の定めるところにより算定する。

〔診療費、使用料及び手数料〕

第二条 病院において治療又は健康診断等を受ける者は、診療費点数表（以下「別表」という。）に定める診療費、使用料及び手数料（以下「診療費等」という。）を納めなければならない。

2 他の法令により、特にその額を定められたものに対する診療を実施する場合の診療費等の額については、前項の規定によらないことができる。

（算定方法）

第三条 前条第一項に定める費用の額は、一点の単価を一〇セントとし、別表に定める点数を乗じて算定するものとする。

（減額）

第四条 行政主席は、第二条に規定する診療費等について、次条第二項の規定に該当する理由があると認めるときは、これを減額することができる。

2 前項の規定により診療費等の減額を受けようとする者は、診療費・手数料減額申請書（第一号様式）に自己の居住地を管轄する福祉事務所長の証明書又は意見書を添えて行政主席に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 収入（無収入）申告書（第二号様式）

二 生活保護申請却下通知書写

三 福祉資金等（医療資金）の貸付不承認通知書写

（減額基準）

第五条 診療費等の減額の基準は、次項に定めるところによるものとする。ただし、外来患者及び生活保護法（一九五五年立法第五十五号）の公的扶助により診療を受ける者については、これを適用しない。

2 世帯構成員の総月収額が、生活保護法による保護の基準により、その世帯について算出した額の百パーセントをこえ百二十パーセント未満の世帯に属する者に限り、診療費等の二十五パーセントの範囲内において減額することができる。

（診療費等の追徴）

第六条 行政主席は、前条の規定により診療費等の減額を受けた者が、詐欺その他虚偽の申し出により、その資力に関し不実の認定を受けて診療費等の減額を受けたことを発見したときは、納付すべきであった診療費等を追徴する。

（委任）

第七条 この告示の実施について必要な事項は、厚生局長が別に定める。

附 則

1 この告示は、一九六七年八月十五日から施行する。

2 政府立病院及び診療所の診療料金（一九五九年告示第三百八十一号）は、廃止する。

1967年8月11日（金曜日）

公

報

第64号（4）

第1号様式

診療費手数料減額申請書

現住所										
本籍地										
世帯の構成	人員	続柄	氏名	生年月日	年令	性別	教育	職業	健康状態	収入
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
10										
生活状況				資産の状況						
生活費月額		ドル								
収入月額		ドル								
援助をしてくれる者の状況	続柄	氏名	住所	受けている援助内容						
減額をしてもらいたい理由										
上記の理由により診療費手数料の減額を受け（受けさせ）たいので申請します。										
行政主席殿										
年 月 日										
申請人 患者との関係										

公報 第64号

0937

(証明または意見)

受理年月日

年
月
日

受者
理印

年 月 日

福祉事務所長 ㊟

第2号様式

収入（無収入）申告書

行政主席殿

年 月 日

住所
申請人氏名

最近3ヶ月間の私の世帯のすべての収入について、次のとおり申告します。

1. 収入の状況

働いて得た収入

働いている 人の氏名	仕事の 内 容	月 分 見 込		月 分		月 分		月 分	
		収 入 見 込 額	必要経費 見 込 額	収 入 額	必要経費	収 入 額	必要経費	収 入 額	必要経費

その他の収入（恩給、失業保険、仕送、贈与、その他）

収入を得て いる人の 氏 名	収入の 種 類	月 分 見 込		月 分		月 分		月 分	
		収 入 見 込 額	必要経費 見 込 額	収 入 額	必要経費	収 入 額	必要経費	収 入 額	必要経費

徴収決定額	※	減 額	※	徴 収 額	※
	ドル		ドル		ドル

2. その他参考事項

注（※印は記入しないこと。）

別表
診療費点数表

第1節 初診料、再診料、往診料

区分

000 初診料 (別に定める簡単な診療行為及び検査を含む)

1 医師によるもの

1) 病院

2) 診療所

2 介輔によるもの

7点
5点
2点

注 1 同時に2以上の傷病について初診を行なった場合でも、初診料は1回として算定する。

2 6才未満の乳幼児に対し、初診を行なった場合は、所定点数に1点を加算する。

3 正規の診療時間以外の時間に行なった場合は、所定点数にその100分の50を加算する。ただし、午後11時から午前7時までの間にあっての加算は、所定点数の100分の100に相当する点数とする。

001 再診料 (別に定める簡単な診療行為及び検査を含む。)

1 医師によるもの

2 介輔によるもの

2点
1点

注 1 同時に2以上の傷病について再診を行なった場合でも、再診料は1回として算定する。

2 入院中の患者に対する再診の費用は、入院料に含まれるものとする。

3 正規の時間以外の時間に行なった場合は、所定点数にその100分の50を加算する。ただし、午後11時から午後7時までの間にあっての加算は、所定点数の100分の100に相当する点数とする。

002 往診料

3点

注 1 往診距離が片道2キロメートルを超えた場合は、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定点数に1点を加算する。

2 正規の診療時間以外の時間に行なった場合は、所定点数の100分の100に相当する点数を加算する。ただし、午後11時から午前7時ま

での間、難路又は暴風雨時の往診については、所定点数の100分の200に相当する点数を加算する。
3 往診に要した車馬賃は、患者の負担とする。

第2節 監視料

区分

003 分べん監視料

10点

注 1 異常分べんにおいて第9部に掲げる処置及び手術をしなかった場合又は流産を監視した場合に限って算定する。

2 入院中の患者に対して分べん監視を行なった場合における当該分べん監視の費用は入院診療料に含まれるものとする。

第2部 入院料

区分

004 入院料 (食事の給与を含む)

1 普通室入院料 (1日につき)

16点

2 新生児室入院料 (1日につき)

5点

注 1 インキュベーターを使用した場合は、所定点数に1日につき5点を加算する。

2 鉄の肺を使用した場合は、所定点数に1日につき15点を加算する。

3 産婦の入院に伴って在院した新生児に沐浴その他の介輔をした場合は、生後10日以内の期間に限って、新生児介輔料として所定点数に1日につき3点を加算する。

4 6才未満の患者を収容した場合は、所定点数に1日につき0.5点を加算する。

005 指示料 (1日につき)

1 新生児に対する指示料

2点

2 その他のものに対する指示料

6点

注 1 病院に入院している患者に対し、勤務医師が注射指示、投薬処方その他の治療上の指示を行なった場合に算定する。

2 入院患者に対する簡単な診療行為の費用は、指示料に一括して含まれるものとする。

第3部 投 薬	
通 則	投薬の費用は、第1節及び第2節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。処方箋を交付した場合は、第3節の所定点数のみにより算定する。
第1節 薬 剤 料	
006 薬剤の購入価格が調剤料の所定単位につき20セント未満である場合	1点
007 薬剤の購入価格が調剤料の所定単位につき20セント以上である場合	使用薬剤価格を10セントで除して得た点数
注 使用薬剤の価格は、別に厚生局長が定める。	
第2節 調 剤 料	
008 内用薬 (1剤1日分につき)	1点
009 屯服薬 (1調剤につき)	1点
010 外用薬 (1調剤につき)	1点
第3節 処 方 箋 料	
011 処方箋料	2.5点
注 処方箋を交付した場合に、交付1回につき算定する。	
第4節 注 射	
通 則	注射の費用は、第1節及び第2節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
第1節 注 射 料	
012 皮下、筋肉内注射	2点
013 静脈内注射	3点
014 動脈注射	27点
1 内臓の場合	7.5点
2 その他の場合	4.5点
015 生物学的製剤注射 (反応試験を含む)	4.5点
016 リンゲル液、ロック液、生理食塩水、ぶどう糖液、果糖液又は血液代用剤等の注射 (1回分注射液が100CCを超えた場合に限る)	13.5点
注 1 1回分注射液が500CCを超えた場合は、500CC又は、その端数を増すことに、所定点数に6点を加算する。	
2 6才未満の乳幼児につき静脈内に行なった場合は、3点を加算する。	
017 輸 血	5点
注 1 新生児に交換輸血を行なった場合は、100点とする。ただし、血管障害の費用も本点数を含むものとする。	
2 輸血に必要な材料代の価格として購入価格を10セントで除して得た点数を加算する。	
018 神経鞘内注射	3点
019 咬頭神経ブロック注射	3点
020 骨髓内注射	3点
注 補液 (血液を除く。) を骨髓内に行なった場合は、区分番号016に掲げる所定点数を合算した点数により算定する。	
021 脳脊髄腔注射	区分番号623又624, 625に掲げる点数
022 関節腔内注射	5点
023 カララン氏硬脈外注射	10点
024 気管注入	10点
025 結膜下注射	4点
026 角膜内注射	9点
027 前房内注射	4点
028 硝子体内注射	4点
029 球後注射	5点
030 心臓内注射	4点
031 痔核注射	2点

第2節 薬 剤 料		区 分
032 薬剤の購入価格が1回分使用量につき20セント未満である場合		1点
033 薬剤の購入価格が1回分使用量につき20セント以上である場合 使用薬剤の価格を10セントで除して得た点数		1点
注 使用薬剤の価格は、別に厚生局長が定める。		
第5部 検 査		
通 則		
1 検査の費用は、各節の各区分の所定点数により算定する。ただし、検査にあたって患者に対し薬剤を施用した場合は、第6節の所定点数を合算して算定する。		
2 この表に掲げられていない検査の検査料は、記載されている検査の中で最も近似する検査の各区分の所定点数により算定する。		
3 対称器官に係る検査の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の検査料に係る点数とする。		
第1節 臨床病理検査 (尿 検 査)		
区 分		
034 定性		
1 蛋白	0.5点	
2 糖	0.5点	
3 ユロビリノーゲン	0.5点	
035 半定量		
1 蛋白	2点	
2 糖	2点	
3 ユロビリノーゲン	2点	
4 ビリルビン	2点	
5 アセトン体	2点	
6 塩素 (クロール)	2点	
036 定量		

1 蛋白	2点
2 糖	4点
3 ユロビリノーゲン	4点
4 塩素 (クロール)	4.5点
037 尿沈査顕微鏡検査	2.5点
038 尿沈査染色顕微鏡検査	2.5点
039 Addie尿沈査定量検査	2.5点
1 赤血球数、白血球数	6点
2 円柱数、白血球数、赤血球数	9点
(糞 便 検 査)	
040 虫・卵検査	
1 集 明 法	2.5点
2 培 養 法	10点
041 潜血反応	3点
042 トリフレー反応	2.5点
043 胆汁成分定量	4.5点
044 ユロビリノーゲン定量	4.5点
045 Schmidt昇ろ試験	2点
046 脂肪定量	4.5点
047 トリフレン定量	4.5点
(喀 痰 検 査)	
048 寄生虫 (集明法によるもの)	2.5点
049 異常物質	2.5点
(血液一般検査)	
050 細胞学的検査	
1 赤血球数	2.5点
2 白血球数	2.5点
3 好酸球数	2.5点
4 網収赤血球数	4.5点
5 血色素量 (Hb)	2.5点
6 ヘマトクリット値	3点

7	赤血球直径測定	4点
8	末梢血液像	4.5点
9	骨髓血液像	15点
10	LE細胞 (直接)	4.5点
11	白血球オキシダーゼ反応	4.5点
注 1 特殊染色をあわせて行なった場合は4点を加算する。		
2 血液の採取のために骨髓穿刺をした場合は、区分番号124に掲げる所定点数を加算する。		
051	出血性素因に関する検査	
1	血小板	
1)	塗抹標本法	4.5点
2)	計算盤法	2.5点
2	出血時間	2点
3	凝固時間	4点
4	血餅収縮試験	4点
5	毛細血管抵抗検査	1点
6	血漿フィブリノーゲン定量	7.5点
7	プロトロンビン時間測定 (一般法)	7点
8	プロトロンビン消費試験	7.5点
9	抗トロンビン値測定	7.5点
10	カルシウム再加凝固試験	5点
11	トロンボプラスチン形成試験	15点
12	トロンボテスト	7.5点
13	ヘパリン抵抗試験	10点
14	プラスミン活性値検査	10点
15	トロンボエラストグラム	18点
16	赤血球抵抗検査	4.5点
052	血中原虫、寄生虫検査	4点
053	赤血球沈降速度測定	2.5点
054	血液理化学的検査	
1	血液比重	2点
2	血液粘度	3点
3	総蛋白定量	
1)	屈折計によるもの	2点
2)	その他によるもの	4.5点
4	蛋白分画測定	18点
5	血清A/G比測定	6点
6	塩素量 (クローレル定量)	4.5点
7	残余窒素 (NPN)	7.5点
8	尿素窒素	
1)	定量 (ユニグラフを含む。)	6点
2)	半定量	2点
9	血中アンモニア	15点
10	尿酸	7点
11	クレアチニン	4点
12	クレアチン	7.5点
13	血糖	
1)	定量	4.5点
2)	半定量	3点
14	総コレステロール	7.5点
15	血清鉄	7.5点
16	無機燐	4.5点
17	ナトリウム (Na)	4.5点
18	カリウム (K)	4.5点
19	カルシウム (Ca)	4.5点
20	乳酸脱水酵素 (LDH)	15点
21	血中瓦斯分析 (O_2 、 CO_2 含有量測定 単独)	7.5点
22	エスナル型コレステロール	13点
(肝・胆道機能検査)		
055	血清ビリルビン定量	4.5点
056	膠質反応	
1	高田反応	4点
2	グロス反応	4点
3	ルゴール反応	4点

4	チモール混濁試験 (TTT)	4点
5	硫酸亜鉛試験	4点
6	CCF・CCLF試験	4点
057	フロムサルファレイン試験 (BSP)	4点
058	トランスアミナーゼ (GOT)	7.5点
059	トランスアミナーゼ (GPT)	7.5点
060	黄疸指数測定	2点
061	アルカリフォスファターゼ定量	7.5点
062	尿ジアスターゼ定量、血液ジアスターゼ定量	4.5点
063	糖負荷試験	30点
064	尿希釈試験	3点
065	尿濃縮試験	3点
066	フェノールスルフォタレイン試験 (PSP)	4.5点
067	腎血流量測定	18点
068	糸球体濾過値測定	18点
069	尿素クリアランス	18点
070	クレアチニンクリアランス	18点
注 検査にあたって尿管カテーテル法を行ない又は膀胱鏡を使用した場合は、区分番号113又は139に掲げる所定点数を加算する。		
071	甲状腺機能検査	
1	131による甲状腺機能検査 (材料費を含む)	50点
2	シンチグラム検査 (材料費を含む)	20点
3	血漿蛋白結合ヨード (P.B.I) 測定	18点
072	副腎皮質	
1	ソーンテスト	5点
2	尿中17-ケトステロイド (17-KS) 定量	13点
3	尿中17-オキシコルチコイド (17-OHCS)	18点
073	細胞数、種別検査	2.5点
074	グロブリン反応	2.5点
075	トリプトファン反応	1点
076	蛋白定量	2点
077	糖定量	4.5点
078	横田反応	4.5点
注 髄液の採取の費用として、区分番号120又は122、126に掲げる所定点数を加算する。		
079	細胞種類 (ギムザ)	4.5点
080	蛋白定量 (屈折計)	2点
081	胃液検査	
1	1回採取検査法	3点
2	分割採取検査法	15点
3	ヒスタミン法	15点
082	胃液沈渣顕微鏡検査	2.5点
083	胃液沈渣顕微鏡培養検査	6点
084	無胃管胃液検査	
1	キニーネレンジン法 (原法)	4.5点
2	キニーネレンジンTBPD法	2.5点
3	アスールレンジン法 (ダイアネックスナ ル、キレックス、アスリート)	2.5点
4	ピリン色素法 (ダストロラスト)	2.5点
085	十二指腸液 (胆汁) の検査	
1	1回採取検査法	10点
2	分割採取検査法	10点
086	十二指腸液沈渣顕微鏡検査	2.5点
087	十二指腸液沈渣培養検査	10点
注 胃液又は十二指腸液の採取の費用として区分番号395に掲げる所定点数を加算する。		
088	皮内反応	

1	ツ反応、シツク反応、ヂツク反応	2.5点
2	フライ反応、伊藤反応	2.5点
3	ペニシリナテスト (陽性PC不使用のとき)	2.5点
089	血液型 (RH式)	115点
090	クームス試験	115点
091	寒冷凝集反応	4.5点
092	寒冷溶血反応	4.5点
093	梅毒補体結合反応	
1	定性 (緒方R P C F)	6点
2	定量 (緒方)	12点
094	梅毒沈降反応	
1	定性	3点
2	定量	6点
095	C反応性蛋白試験 (CRD試験)	11.5点
096	ラテックス結合反応 (RAテスト、CRテスト)	11.5点
097	ウイダーナル反応	7.5点
098	ワイルフエリックス反応	7.5点
099	ポール・バネル反応	9点
100	ローズ反応	7.5点
(細菌学的検査)		
101	一般細菌検査	
1	塗抹検査	2.5点
2	培養検査	10点
3	感受性検査 (感応鏡使用)	10点
注 1 種増すごとに所定点数に2.5点を加算する。		
102	結核菌検査	
1	塗抹検査	2.5点
2	培養検査	6点
3	耐性検査	10点
注 1 種増すごとに所定点数に5点を加算する。		
* (病理学的検査)		
103	手術切除材料検査	44.5点
104	試験切除材料検査	22点
105	穿刺材料検査	
1	リンパ節	22点
2	肝、脾、腎	22点
106	剝離細胞検査	
1	位相差顕微鏡検査	5.5点
2	パペニコロウ染色	12点
注 組織標本の採取の費用として、区分番号125に掲げる所定点数又は第9部に規定する組織の採取のために必要な処置及び手術の点数を加算する。		
107	妊娠反応検査	
(特殊検査)		
30点		
第2節 機能検査等		
区分		
108	循環機能検査	
1	心臓カテーテル法によるもの (レントゲン検査、心電図検査等すべての検査を含む。)	320点
2	簡単なもの	
1)	静脈血圧測定	4点
2)	毛細管血圧測定	4点
3)	運動負荷試験 (心脈、脈数)	4点
4)	呼吸停止試験	4点
5)	体位変換試験	4点
6)	脈波描写法	4点
7)	毛細血管顕微鏡検査	4点
3	心電図検査	
1)	12誘導以上	35点
2)	11誘導以下	25点
3)	負荷心電図検査 (負荷前の分を含む。)	60点
注 ベクトル心電図検査は本項「1」に準じて算定する。		
4	バリストカルジオグラム	25点
5	心音図検査 (原像式)	40点

6 循環時間測定		2) 4 誘導	45点
1) 一般法	5点	3) 6 誘導	53点
2) アイトー法	25点	4) 8 誘導	58点
7 循環血液量測定		5) 12 誘導以上	67点
1) 一般法	5点		
2) アイトー法	50点	2 負荷脳波検査 (負荷前の分を含む) 本項「1」の各号の2倍	7.5点
109 肺機能検査		3 精神病智能検査	7.5点
1 時限肺活量測定	9点	4 精神病性格検査	7.5点
2 最大換気量 (MBC) 測定	9点	117 眼科係検査	
3 呼吸曲線測定	9点	1 精密眼底検査 (倒像検査を除く)	15点
4 肺胞気炭酸ガス量測定	9点	2 精密視野検査 (片眼)	10点
5 肺胞気炭酸ガス量測定	9点	3 屈折調節検査 (眼鏡処方箋料を含む)	20点
6 酸素消費量測定	25点	注 矯正視力検査を行なった場合は、所定点数の100分の50とする。	
7 炭酸ガス排出量測定	25点	4 緑内障負荷試験	15点
8 呼吸計 (Benedict-Roth Spirometer) による肺気量区分最大呼吸気量及 び時限肺活量測定	25点	5 眼圧測定	3点
9 室素計による検査	40点	6 色盲検査 (アノプロスコプによるもの)	9点
10 残気量測定	40点	7 眼筋機能精密検査及輻輳検査	9点
11 オキシメーター法	40点	8 網膜中心血管圧測定	
12 左右別肺機能検査	135点	1) オフタルモ、ダイナモメーターによるもの	15点
110 基礎代謝測定	40点	2) キヤンゾメーターによるもの	25点
111 筋電図検査	25点	9 両眼視機能精密検査	9点
注 筋数4を超える場合は、4又は喘数をますことと所定点数を算定する。		10 細隙灯顕微鏡検査	9点
112 電気変性反応検査		11 前房隅角検査	9点
1 一般検査	15点	12 涙液分泌機能検査	9点
2 クロナキシー検査	20点	118 聴力検査	
113 尿管カテーテル法 (膀胱鏡検査を含む。)	50点	1 精密検査	40点
114 卵管通気、通水、通色素検査	15点	2 簡単なもの (オーゾオメーターによるもので1種目につき)	5点
115 自律神経機能検査	5点	119 前庭機能検査	
116 精神、神経係検査		1 簡単なもの	5点
1 脳波		2 複雑なもの	25点
1) 2 誘導	27点		
		区分	第3節 診断 第3節 診断 第3節 診断

120 腰椎穿刺 (脳脊髄液圧測定を含む) 注 6才未満の乳幼児の場合は2点を加算する。	8点	2 後部尿道に及ぶもの	50点
121 腎水腫穿刺	8点	141 ヒステロスコピー検査	40点
122 後頭下穿刺	15点	142 コルポスコピー検査	20点
注 6才未満の乳幼児の場合は、2点を加算する。		区分	第5節 價行検査
123 関節穿刺	5点	143 價行検査料	15点
124 骨髄穿刺	5点	注 價行検査については、原則として下記の検査を行なうものとする。	
1 脳 骨	5点	1 レントゲン胸部撮影	
2 その他	8点	2 検尿 (糖蛋白)	
125 臓器穿刺	15点	3 検便 (寄生虫)	
1 リンパ節等	30点	4 検血 (血色素、白血球数、血小板分類、梅毒反応定性)	
2 肝、腎、脾等	20点	区分	第6節 薬 剤 料
126 脳室穿刺	4点	144 薬 剤	薬剤価格を10セントで除して得た点数
127 上顎洞穿刺 (片側)	5点	注 使用した薬剤の価格は、別に厚生局長が定める。	
128 ダグラス窩穿刺		区分	第6節 レントゲン診断
区分	第4節 内視鏡検査	通 則	
129 関節鏡検査	70点	1 レントゲン診断の費用は、第1節の各区分の所定点数により、若しくは、	
130 喉頭直達鏡検査	40点	第1節及び第3節の各区分の所定点数を合算した点数により、又は第1節、	
131 気管支鏡検査	60点	第2節及び第3節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。	
132 胸部鏡検査	70点	2 同一部位につき、同時に2以上のレントゲン撮影を行なった場合における	
133 食道鏡検査	55点	第1節の診断は、第1の診断については、第1節の各区分の所定点数に	
134 ガストロカメラ検査 (一連につき)	60点	より、第2の診断以後の診断については、同節の各区分の所定点数の100分	
135 フライバースコピー検査	40点	の50に相当する点数により算定する。ただし、フィルムが3枚をこえる場	
注 フライバースコピー写真診断をあわせて行なった場合は30点を加算する。	60点	合においては、こえた分についての診断料は算定しない。	
136 腹腔鏡検査	20点	3 同一の部位につき、同時に2枚以上のフィルムを使用して同一の方法に	
注 腹腔鏡写真診断をあわせて行なった場合は10点を加算する。		より、撮影を行なった場合における第2節の撮影料は、特に規定する場合	
137 直腸鏡検査	60点	を除き、第1枚目の撮影については、第2節の各区分の所定点数により、	
138 グルボスコピー検査	40点	第2枚目以後の撮影については、同節の各区分の所定点数の100分の50に相	
139 膀胱鏡検査	20点	当する点数により算定する。ただし、使用フィルムが3枚をこえる場合に	
140 尿道鏡検査		においては、こえた分についての撮影料は算定しない。	
1 前部尿道	20点		

第1節 診療料		第2節 撮影料	第3節 フイルム及び造影剤料
区分			区分
145 透視診断			150 フイルム
1 造影剤を使用しないもの	14点		使用フイルムの価格を10セントで除して得た点数
2 造影剤を使用するもの	20点		151 造影剤
146 写真診断			注 使用フイルム及び造影剤の価格は、別に厚生局長が定める。
1 単純撮影写真			通則
1) 頭部、胸部、脊椎又は骨盤	10点		1 理学療法料
2) その他の部位	5点		注 理学療法料の費用は、各区分の所定点数により算定する。
2 特殊撮影写真			
1) キモグラフィ (一連につき)	10点		
2) 断層像 (一連につき)	10点		
3 造影剤使用撮影			
1) 消化管	10点		
2) 心臓又は血管 (一連につき)	10点		
3) 脳脊髄	10点		
4) その他の臓器	10点		
区分			
147 単純撮影			
1 頭部、胸部、脊椎又は骨盤	7点		
2 指 (手、足) 骨	4.5点		
3 その他の部位	6点		
148 特殊撮影			
1 キモグラフィ (一連につき)	20点		
注 立体撮影は本項に準じて算定する。			
2 断層像 (一連につき)	20点		
注 回転撮影は本項に準じて算定する。			
149 造影剤使用撮影			
1 消化管	14点		
注 消化管の動態非機能を見るための重複撮影、狙撃撮影 (スポット) を行なっても本項により算定する。			

2 この部に掲げられていない理学療法であって特殊な理学療法の費用は、同節に掲げられている理学療法のうちで最も近似する理学療法の各区分の所定点数により算定する。	168 精神療法 (1回につき) 5点 169 標準型精神分析療法 (1回につき) 6.5点 170 簡便型精神分析療法 (1回につき) 5点
区分 152 電気療法 1点 153 ギアテリミール療法 1点 154 超短波治療 1点 155 長波治療 1点 156 赤外線治療 1点 157 紫外線治療 1点 158 間歇的陽圧吸入法 (使用した酸素の費用を含む。1回につき) 16点	区分 171 薬剤 使用薬剤の価格を10セントで除して得た点数 注 使用薬剤の価格は、別に厚生局長が定める。
159 マッサージ 2点 160 整計外科機能訓練 2点 161 先天性股関節脱臼後療法 (両側) 2点	第2節 薬剤料 第9部 処置及び手術
通則 精神科特殊療法の費用は、第1節の区分の所定点数により算定する。ただし、精神科特殊療法にあって、薬剤を使用したときは、第1節及び第2節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。	通則 1 処置及び手術の費用は、次の方法により算定する。 1) 第1節及び第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。 2) 第1節、第2節及び第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。 3) 第1節、第3節及び第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。 4) 第1節、第2節、第3節及び第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。 5) 病院の使用を承認された開業医師の患者の「処置及び手術」にあたって勤務医師が麻酔担当者として介助した場合には第2節の各区分の所定点数に相当する料金を徴収する。
区分 162 マラリア接種発熱療法 (1回につき) 25点 (マラリア接種発熱中の監察、マラリアの内服治療以外の附随処置は別に算定できる) 163 電撃療法 (1回につき) 5点 注 麻酔を行なった場合は、第9部に規定する麻酔に要する所定点数を加算する。 164 持続睡眠療法 (1回につき) 5点 165 薬剤注射によるけいれん療法 0.5点 166 薬剤注射による発熱療法 (1回につき) 2.5点 167 イソシユリン衝撃療法 (1回につき) 7.5点	2 第1節に掲げられていない処置及び手術の手術料は同節に掲げられている処置及び手術のうちで最も近似する処置及び手術の各区分の所定点数により算定する。 3 正視の診療時間以外の時間に処置及び手術を行なった場合において当該処置及び手術の点数が30点を超えるときは処置及び手術料は所定点数の100分の20に相当する点数を加算する。 4 対称器官に係る処置及び手術の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き片側の器官の処置及び手術料に係る点数とする。 5 同一手術野又は同一病巣につき、2以上の処置及び手術を同時に行なった場合の処置及び手術料は主たる処置及び手術については、所定点数により、従たる手術については所定点数の100分の50に相当する点数により算定

する。ただし特に規定する場合はこの限りでない。

第1節 処置及び手術

区分

172 切開 (膿瘍、せつよう蜂窩織炎)	4点
1 小 (径10センチメートル未満)	4点
2 中 (径10センチメートル以上20センチメートル未満)	8点
3 大 (径20センチメートル以上)	12点
173 創傷処理 (縫合を含む)	8点
1 小 (長さ5センチメートル未満)	8点
2 中 (長さ5センチメートル以上)	12点
3 大 (筋肉、臓器に達するもの)	35点
注 切創、割創又は挫滅創の手術について切創結果又は縫合を行う場合に限って算定する。	
174 筋肉内異物摘出術	35点
175 応急的人工呼吸	20点
176 酸素吸入 (500リットルにつき)	2点
注 使用した酸素の費用として、使用量の価格を10セントで除して得た点数を加算する。	
177 皮膚排液法	6点
178 流注膿瘍穿刺排膿術	8点
179 皮膚良性腫瘍摘出術	25点
1 簡単なもの	25点
2 その他のもの	50点
180 皮膚悪性腫瘍摘出術 (リンパ節清掃を含む)	45点
181 いぼ焼灼法	8点
182 皮膚弁作成術 (有茎弁、筒状弁)	70点
183 植皮術 (チール法)	45点
1 4平方センチメートル未満	45点
2 4平方センチメートル以上	70点
184 植皮術 (クラウゼ法)	80点
1 4平方センチメートル未満	80点

2 4平方センチメートル以上

100点

185 創傷 (火傷、電撃傷、凍傷及び凍傷を含む。) 処置及び皮膚科処置	6点
1 頭部、頸及び顔面の大部にわたる範囲のもの	5点
2 1肢又はこれに準ずる範囲のもの	15点
3 2肢若しくは全腹又はこれに準ずる範囲のもの	40点
4 身体の大部分にわたる範囲のもの	40点
注 手術後の創傷処置については、一次癒合の場合は算定しない。ただし、開放性創傷でドレーン法を行なった場合は交換の都度「1」の所定点数の100分の50を連続吸引又は連続排膿を行なった場合は交換の都度「1」の所定点数を算定する。	
186 腋息手術	60点
187 ひょう疽手術	10点
188 乳房切断	180点
189 乳房腫瘍摘出術	60点
190 乳房悪性腫瘍摘出術 (リンパ節清掃を含む。)	400点
191 陥没乳頭手術	60点
192 乳房形成手術 (両側)	100点
1 第1次	60点
2 第2次	150点
193 瘢痕拘縮形成術 (運動制限があるもの)	45点
注 皮膚移植を行った場合は、区分番号183又は184の所定点数を加算する。	
194 多指症 (手足) 手術	125点
195 指癒着症 (手足) 手術	50点
196 骨穴あけ術	180点
197 骨髄炎、骨結核手術	110点
1 坐骨、大腿骨、下腿骨、上腕骨、前腕骨	40点
2 その他	180点
注 骨結核膿瘍の料金は、本項に準じて算定する。	
197の1 三翼釘、髄内釘の除去術	40点
198 骨切り術	180点

1967年8月11日 (金曜日)

199	骨片切取術	100点	217	脊椎脱臼脱臼血整復術	450点
200	胚芽骨作成術	45点	218	脊椎裂手術	260点
201	穿頭術 (トレパナチオン)	120点	1	脊椎処置を伴わないもの	375点
202	開頭術 (クラニオトミー)	350点	2	脊椎処置を伴うもの	375点
1	試験開頭術	455点	219	脊椎肋骨突起切除術	130点
2	減圧開頭術	400点	220	鎖骨全摘除術	155点
203	頭蓋骨形成術	455点	221	鎖骨骨折脱臼手術	155点
1	頭蓋骨のみのも	400点	222	肩鎖関節脱臼脱臼血整復術	155点
2	硬脳膜形成を伴うもの	455点	223	肩鎖関節切除術	155点
204	鼻骨骨折脱臼手術	20点	224	肩鎖関節形成術	150点
1	新鮮なもの	125点	225	肩胛骨下端切除術	150点
2	骨癒着あるもの	25点	226	鎖骨骨折固定術	15点
205	鼻骨脱臼整復術	85点	227	肩鎖関節脱臼徒手整復術	15点
206	顎骨、口蓋、舌良性腫瘍摘出術	130点	228	肩胛骨骨折脱臼手術	700点
207	顎骨、骨折脱臼手術	225点	229	骨盤切断術	110点
208	上顎骨切除術	550点	230	胸骨切除術	400点
209	上顎骨悪性腫瘍摘出術 (リンパ節清掃を含む。)	310点	231	胸骨悪性腫瘍摘出術 (リンパ節清掃を含む。)	10点
注	頸部清掃 (ネッククレンジング) をあわせて行なった場合は710点とする。	155点	232	肋骨骨折固定術	200点
210	下顎骨離断術	130点	注	第2回以降の絆創膏貼用の料金は本項に準じて算定する。	200点
211	下顎骨切除術	450点	233	胸壁冷膿瘍根本手術	200点
212	下顎骨悪性腫瘍摘出術 (リンパ節清掃を含む。)	375点	234	肋骨カリエス手術	200点
注	頸部清掃 (ネッククレンジング) をあわせて行なった場合は710点とする。	450点	235	胸壁膿瘍根本手術	200点
213	椎骨試験切取術	520点	236	肩胛下膿瘍手術	200点
214	脊椎椎体清掃術	375点	237	四肢切断術	200点
215	脊椎固定術	450点	1	大 腿	200点
1	椎体に及ぶもの	375点	2	下腿、上腕、前腕	150点
2	その他	450点	8	手 足	150点
216	脊椎骨折脱臼手術	375点	4	指 (手、足)	50点
1	椎体に及ぶもの	450点	238	断端形成術	150点
2	その他	375点	1	骨形成を要するもの	50点
			1)	大腿、下腿、上腕、前腕	
			2)	指 (手、足)	

2 軟部組織の形成を要するもの 1) 大腿、下腿、上腕、前腕 2) 指 (手、足) 239 四肢骨折観血手術	1 股関節 2 肩関節、肘関節、手関節、膝関節、足関節 249 関節穿刺 250 四肢関節切除術 (滑膜切除を含む。)	80点 50点 5点
1 大腿骨 2 下腿骨、上腕骨、前腕骨 3 膝蓋骨、手根骨、足根骨 4 中手骨、中足骨、指 (手、足) 骨 240 骨盤骨折観血整復術 241 骨盤骨折非観血整復固定術 242 手足骨摘除術 243 偽関節手術	1 肩関節 2 肘関節 3 膝関節 251 四肢関節離断術 1 股関節 2 肩関節 3 肘関節、膝関節、手関節、足関節 4 指 (手、足) 関節 252 肩胛帶離断術 253 観血関節形成術 (関節の授動術、制動術及び固定術)	310点 260点 120点 120点 120点 50点 50点 50点 455点 355点 260点 260点
1 大腿骨 2 下腿骨、上腕骨、前腕骨 3 中手骨、中足骨 4 鎖骨 244 四肢骨折徒手整復術	1 股関節 2 肩関節、膝関節 3 肘関節、足関節 4 手関節 5 指関節 254 顎関節授動術 255 関節脱臼観血整復術	60点 45点 30点 20点 15点 375点 355点 260点 200点 355点
1 大腿骨 2 下腿骨、上腕骨 3 前腕骨 4 手根骨、足根骨 5 中手骨、中足骨、指 (手、足) 骨 注 副木固定を行なった場合は、初回は副木の価格を10セントで除いた点数を加算し、第2回以降の処置料は6点とする。 245 四肢索引法	1 股関節 2 肩関節 3 肘関節、膝関節 4 手関節、足関節 5 指 (手、足) 関節 注 陳旧性のは、100分の20に相当する点数を加算する。 256 関節脱臼徒手整復術	375点 355点 310点 200点 85点 45点 15点 13点 10点
1 鋼線索引法 2 双鋼線索引法 3 絆創膏索引法 4 斜面索引法 246 臼蓋形成術 247 脛骨結節切除術 248 急性化膿性関節炎切開術	1 股関節 2 肩関節 3 膝関節 4 肘関節、手関節、足関節	45点 70点 25点 20点 355点 30点

5	指 (手、足) 関節	2点	283	上顎洞鼻外手術	100点
257	下顎骨脱臼整復術	10点	284	上顎洞根本手術	125点
258	非観血関節授動術	25点	285	前頭洞根本手術	200点
259	変形機械矯正術	5点	286	鼻内前頭洞手術	200点
260	変形徒手矯正術	2点	287	篩骨洞鼻内手術	100点
261	先天性股関節脱臼整復術 (両側)	60点	288	篩骨洞鼻外手術	100点
262	半月板除去術	225点	289	蝶形骨洞鼻内手術	100点
263	ばね指手術	35点	290	全副鼻腔根本手術	355点
264	筋炎手術		291	上顎洞篩骨洞根本手術	260点
1	腰腸筋炎、腎筋炎、大腿筋炎	30点	292	上顎洞篩骨洞蝶形骨洞根本手術	310点
2	その他の筋炎	15点	293	前頭洞篩骨洞根本手術	260点
265	斜角筋切断術	135点	294	前頭洞篩骨洞蝶形骨洞根本手術	310点
266	斜頸手術 (観血解放)	120点	295	篩骨洞蝶形骨洞鼻内手術	180点
267	頸腫、頸囊腫手術	120点	296	篩骨洞蝶形骨洞鼻外手術	200点
268	十字靱帯形成術	310点	297	鼻出血止血法 (複雑なもの)	5点
269	十字靱帯接合術	225点	298	副鼻腔洗浄	4点
270	ガングルオン摘出術、ヒゲローム摘出術	50点	299	副鼻腔注入	4点
271	腱形成術 (腱の移植術、移行術、交換術及び腱縫合術を含む。)	180点	300	鼻成形術	
1	簡単なもの (縫合、剝離切除)	355点	1	全外造鼻術	210点
2	複雑なもの (腱移植、移行術、腱交換、人工腱形成)	155点	2	骨又は軟骨移植を伴うもの	150点
272	腱剝離術		3	鼻尖のみのもの	120点
	(呼吸器)		4	小部の2次的形成	30点
273	鼻茸摘出術	18点	5	全又は大部分形成、症例により算定する。	
274	鼻腔制鼻腔悪性腫瘍摘出術 (リンパ節清掃を含む。)	550点	301	喉頭切開術	125点
275	鼻内異物除去術 (複雑なもの)	5点	302	喉頭腫瘍切開術	30点
276	鼻中隔矯正術	120点	303	喉頭腫瘍摘出術	100点
277	下鼻介切除術	25点	304	喉頭全摘出術 (リンパ節清掃を含む)	550点
278	中鼻介切除術	25点		注 頸部清掃 (ネックデイゼクション) をあわせて行なった場合は710点とする。	
279	下鼻介粘膜下切除術	35点	305	喉頭異物除去術	
280	下鼻介粘膜焼灼術	25点	1	直達鏡を使用するもの	100点
281	鼻咽腔線維腫摘出術	450点	2	直達鏡を使用しないもの	35点
282	上顎洞鼻内手術	35点			

306	気管切開術	50点
307	気管異物除去術	125点
308	気管支異物除去術	200点
309	気管支枝異物除去術	420点
310	気管支瘻閉鎖術	860点
311	開胸術	320点
312	損傷胸膜縫合術	320点
313	空洞切開術	410点
314	肺部分切除術	600点
315	肺区域切除術	700点
316	肺葉切除術	860点
1	リンパ節清掃を伴うもの	860点
2	その他のもの	700点
317	右肺上葉区域切除術と下葉区域切除術の同時併施	860点
318	肺全摘除術	1,010点
1	リンパ節を伴うもの	860点
2	その他のもの	760点
319	肺剝皮術	760点
320	肺尖剝皮術、胸膜剝皮術	370点
321	開胸式癒着剝離切断術	370点
322	気管支瘻閉鎖術と補正胸郭形成術の同時併施	860点
323	胸郭形成術	410点
1	第1次	360点
2	第2次	860点
324	肺切除術と胸郭形成術の同時併施	360点
325	胸郭補正形成術	360点
326	胸膜内血腫除去術	9点
327	胸液穿刺	12点
328	膿胸穿刺	12点
329	胸腔内注入	55点
330	ビュロー吸液排膿術	12点
331	自発性気胸排気術	55点
(循環器)		
332	血管形成術	355点
注 血管結紮術、血管縫合術の簡単なものの手術は区分番号173の「3」に準じて算定する。		
333	血管露出術	12点
334	内胸動脈切断又は結紮術	250点
335	心筋縫合術	355点
336	ボタロー管閉存閉鎖術	860点
337	心臓穿刺	12点
338	心臓切開術	355点
339	僧帽弁交連切開術	860点
340	動脈瘤切除術	860点
1	血管移植を伴うもの	860点
2	その他の	375点
341	股静脈血栓除去術	375点
342	結腸骨静脈血栓除去術	375点
343	濾血術	5点
344	静脈瘤切除術	40点
345	頸動脈結紮術	75点
346	心臓マッサージ (脾リンパ節)	260点
347	脾腎静脈吻合術 (脾摘除術を含む。)	695点
348	脾摘除術	375点
349	頸腺結核摘出術	50点
1	浅在性のもの	100点
2	深在性のもの	450点
350	頸部清掃術 (ラジカルネックデイレクシオン) 注 単独手術を行なった場合に算定する。	40点
351	腋窩リンパ節腫摘出術	40点
352	肘リンパ節腫摘出術	260点
353	腋窩清掃術	55点
354	注 単独手術を行なった場合に算定する。 腋窩リンパ節腫摘出術	55点

1967年8月11日 (金曜日)

(消 化 器)

355 口唇瘻摘出術 (リンパ節清掃を含む) 310点

注 頸部清掃 (ネックデイスケション) をあわせて行なった場合は 710点とする。

356 唇 裂 手 術

1 不全唇裂 125点

2 完全唇裂 200点

3 複雑唇裂 255点

357 鼻前庭軟組織狭窄手術 (複雑な手技を施した場合) 225点

358 舌瘻摘出術 (リンパ節清掃を含む) 310点

注 頸部清掃 (ネックデイスケション) をあわせて行なった場合は710点とする。

359 抜歯術 (1歯につき)

1 乳 歯 7点

2 前 歯 7点

3 臼 歯 10点

4 難抜歯 (埋伏歯、歯根肥大骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術) 30点

注 埋伏歯については15点を加算する。

360 口 蓋 裂 手 術

1 軟口蓋裂 225点

2 硬口蓋裂 260点

3 軟硬両口蓋裂 310点

361 が ま 腫 切 開 術 15点

362 が ま 腫 摘 出 術 85点

363 耳下腺腫瘍摘出術 400点

364 唾 石 手 術 25点

365 唾液腺摘出術 100点

366 咽後膿瘍切開術 35点

367 咽頭電気焼灼法 2点

368 咽頭異物除去術

1 簡単なもの 3点

2 困難なもの

369 デブノイド切除術 15点

370 扁桃切除術 15点

注 術後出血を起した時の止血処置は区分番号366に準じて算定する。

371 扁桃全摘出術 70点

372 舌根扁桃切除術 30点

373 扁桃周囲膿瘍切開術 10点

374 食道外切開術 55点

375 食道憩室手術

1 開頸によるもの 200点

2 開胸によるもの 400点

376 食道瘻摘出術 (リンパ節清掃を含む。)

1 頸部のもの 530点

2 胸部のもの 800点

3 腹部のもの 710点

注 薬物腐蝕による全食道狭窄に対する 胸壁外皮膚管形成吻合術は本項「2」に準じて算定する。

377 食道ツツ法 5点

378 食道異物除去術 125点

379 診断的開腹術 125点

380 結核性腹膜炎手術 125点

381 急性穿孔性腹膜炎手術 260点

382 腹水穿刺 10点

383 人工気腹術 10点

384 横隔膜下膿瘍切開術 200点

385 横隔膜クラクサチオ方手術 455点

386 横隔膜ヘルニア手術 455点

387 腹膜炎後膿瘍摘出術 455点

388 胃切開術 200点

389 粘膜炎外門筋切開術 200点

390 胃全摘除術 670点

注 悪性腫瘍の場合のリンパ節清掃の費用も含む。

391	胃切除術		
1	リンパ節清掃をあわせて行なうもの	550点	
2	その他のもの	490点	
392	胃腸吻合術 (テラウソノ手術を含む。)	355点	
393	胃瘻手術	200点	
394	胃洗浄	13点	
395	胃十二指腸ソノデ法		
1	分調採取	8点	
2	その他	7.5点	
396	腸切開術	200点	
	メッテリ憩室炎手術	200点	
397	大腸切除術		
1	リンパ節清掃をあわせて行なうもの	550点	
2	その他のもの	455点	
398	小腸切除術	355点	
399	腸吻合手術	260点	
400	腸閉塞手術		
1	大腸切除を伴なうもの	455点	
2	腸管切除を伴なうもの	355点	
3	その他のもの	260点	
401	破裂腸管縫合術	260点	
402	腸固定術	200点	
403	移動性十二指腸腸固定術	200点	
404	脾ヘルニア根本手術		
1	腸管切除を伴なうもの	355点	
2	その他のもの	125点	
405	腹壁穿孔摘出術 (腹腔内に通ずるもの)	125点	
406	瘻管ヘルニア根本手術		
1	腸管切除を伴なうもの	355点	
2	その他のもの	180点	
407	嵌屯ヘルニア非観血手術	8点	
408	鼠径股陰嚢ヘルニア根本手術		
1	腸管切除を伴うもの	355点	
2	その他のもの	180点	
409	腸間膜腫瘍摘出術	180点	
1	腸管切除を伴うもの	355点	
2	その他のもの	225点	
410	腸間膜損傷手術		
1	腸管切除を伴うもの	355点	
2	その他のもの	225点	
411	腸管癒着剝離術	225点	
412	タリマ・ドラモン手術	260点	
413	腸瘻術	200点	
414	腸瘻閉鎖術	355点	
415	高位直腸瘻手術	355点	
416	高位膀胱、洗腸	4点	
417	高位膀胱、滋養洗腸	4点	
	注 腸整復を目的として行った場合は区分番号407に準じて算定する。		
418	虫垂切除術	200点	
419	虫垂周囲膿瘍切開術	200点	
420	盲腸縫縮術	200点	
421	直腸周囲膿瘍切開術	30点	
422	直腸ポリープ切除術	550点	
423	直腸切斷術 (リンパ節清掃及び人工肛門造設術を含む。)	650点	
424	直腸脱根本手術		
1	腸管切除を伴うもの	260点	
2	その他のもの	180点	
425	直腸挙上固定術	180点	
426	肛門ポリープ切除術	35点	
427	肛門裂創根本手術	35点	
428	人工肛門造設術	260点	
429	痔瘻根本手術		
1	坐骨直腸嚢に達するもの	125点	
2	骨盤直腸嚢に達するもの	120点	
3	肛門括約筋を切斷するもの	85点	

4	肛門括約筋を切断しないもの	75点	5	膀胱 (尿管) と皮膚	260点
430	肛門閉鎖症手術	20点から275点	6	後部尿道と皮膚	310点
431	脱肛根本手術	125点	7	前部尿道と皮膚	130点
432	肛門周囲膿瘍切開術	12点	454	尿管 S 状腸移植術	355点
433	痔核根本手術	120点	455	尿管腸膀胱吻合術	670点
434	痔核焼灼法	85点	456	環状腸膀胱吻合術 (シエール手術)	550点
435	痔核結紮法	85点	457	人工膀胱造設術 (サイホン膀胱を含む。)	550点
436	ホワイトヘッド手術	180点	458	直腸腔腸閉鎖術	310点
437	肛門術後狭窄拡張手術	180点	459	腎全摘出術	375点
438	肝膿瘍切開術	310点	460	腎切除術	455点
439	肝膿瘍摘出術	310点	461	腎試験切採術	180点
440	肝切除術	310点	462	囊胞腎縮少術	310点
1	部分切除	310点	463	腎摘術	310点
2	肝葉切除	710点	464	腎固定術	260点
441	肝破裂縫合術	310点	465	癒合腎離断術	455点
442	肝臓固定術	355点	466	腎被膜剝離術 (除神経術を含む。)	260点
443	胆道切開術	310点	467	腎周囲膿瘍切開術	100点
444	胆石手術 (胆石のみ摘出)	310点	468	腎摘除後の腰部穿孔根本手術	100点
445	胆嚢摘出術	375点	469	腎切開術 (切石を含む。)	455点
446	胆嚢嚢術	375点	470	腎盂切石術	355点
447	胆嚢又は胆道と腸管の吻合術	355点	471	腎盂 (尿管) 形成術	455点
448	急性膽炎手術	310点	472	腎盂嚢術	260点
449	脾切除術	375点	473	尿管切石術	200点
450	尿管誘導手術	375点	1	上部のもの	355点
451	脾十二指腸切除術	850点	2	膀胱近接部のもの	355点
452	尿管膀胱移植術	875点	474	尿管全摘除術	355点
453	尿管閉鎖術		475	尿管皮膚移植術	260点
1	尿道と腸 (膀胱)	310点	476	膀胱穿孔	8点
2	腎盂と腸	550点	477	膀胱高位切開術	180点
3	膀胱 (尿道) と腸 (膀胱)	375点	1	結石、異物等	310点
4	腎盂と皮膚	310点	2	腫瘍	375点
			478	膀胱壁切除術	

479	膀胱全摘除術	
1	リンパ節清掃をあわせて行なうもの	670点
2	その他のもの	455点
注	尿路変革の手術を同時に行なった場合は「1」については800点「2」については550点とする。	
480	膀胱洗浄	8点
注	タイダル自動膀胱洗浄装置を用いた場合は1日につき12点とする。	
481	経尿道的膀胱内手術	
1	結石、異物等	200点
2	腫瘍	310点
3	前立腺切除	260点
482	膀胱内凝血除去術	30点
483	膀胱破裂閉鎖術	355点
484	尿失禁根本手術	375点
485	膀胱瘻術	130点
486	膀胱周囲膿瘍切開術	260点
487	膀胱後膿瘍摘出術	530点
488	腎盂洗浄	8点
注	尿管カテーテル法を行なった場合は、区分番号113に掲げる所定点数を加算する。	
489	尿道ゾジャー法	4点
490	尿道留置カテーテル法 (1回につき)	7.5点
491	尿道側管治療	
1	外尿道側管	2点
2	内尿道側管	8点
492	尿道鏡的手術	100点
493	尿道結石 (異物) 除去術	
1	亀頭部	40点
2	振子部	45点
3	後部尿道	200点
494	尿道狭窄手術	
1	振子部	310点
2	会陰部	375点
495	尿道下裂形成術	
1	索切除	80点
2	亀頭部	125点
3	振子部	200点
4	会陰部	310点
496	誘導ゾジャー法	45点
497	外尿道口切開術	15点
498	外尿道口筋肉切離術	20点
499	尿道周囲膿瘍切開術	8点
500	陰茎全摘除術	310点
501	陰茎切断術	125点
502	陰茎悪性腫瘍摘出術	
1	リンパ節清掃をあわせて行なうもの	530点
2	その他のもの	310点
503	陰茎形成術	375点
504	包茎手術	
1	背面切開	30点
2	環状切除	55点
505	包皮包茎整復術	10点
506	陰茎コンデロム切除	15点
507	睾丸摘除術	80点
508	睾丸悪性腫瘍摘出術 (リンパ節清掃を含む。)	670点
509	睾丸試験切探術、副睾丸試験切探術 (観血的)	20点
510	睾丸固定術	260点
511	副睾丸摘除術	125点
512	陰囊水腫穿刺	5点
513	陰囊水腫根本手術	100点
514	陰囊膿瘍切開術	15点
515	精管切断術 (同側)	30点
516	精管再開通術	120点
517	精管腫瘍手術	125点

518	精囊全摘除術	310点	543	子宮傍結合嚢切開排膿術	75点
519	前立腺膿瘍切開術	125点	544	ダク拉斯高腫瘍の経肛的切開排膿術	50点
520	前立腺被膜下摘除術	310点	545	子宮単純全摘除術	450点
521	前立腺結核除去術	310点	546	子宮腫上部切開 (嚢式を含む。)	375点
522	前立腺精囊全摘除術 (リンパ節清掃を含む)	550点	547	子宮広汎全摘除術	710点
523	前立腺試験切開術 (観血的)	125点	548	コルポイリーゼ (1回につき)	8点
524	前立腺按摩	2点	549	頸管アジエ法 (1回につき)	20点
525	前立腺冷 (温) たふ	2点	550	子宮出血止血処置 (分べん外のもの)	5点
526	精索静脈瘤切除術	200点	551	子宮腔洗浄	3点
527	外性器腫瘍摘出術	60点	552	奇形子宮形成術 (ストラスマン手術)	260点
1	良性のもの	60点	553	子宮内反症手術 (キューストネル手術)	275点
2	悪性のもの (リンパ節清掃を含む)	530点	554	子宮内反症の非観血整復術	275点
528	婦人尿道良性腫瘍摘出術	125点	555	子宮脱根本手術	
529	女子尿道悪性腫瘍摘出術	530点	区分番号539の所定点数にその術式に応じ、下記の該当点数を加算した点数とする。		
530	婦人尿道脱手術	130点			
531	分べん時陰門側切開及び縫合術	25点			
532	会陰形成術	120点			
533	会陰裂創縫合術	15点	1	子宮壁固定術又はアレキサンダー手術	125点
1	表面のもの	30点	2	嚢式子宮脱固定術 (ハルバン術式)	275点
2	筋層に及ぶもの	120点	3	子宮単純全摘除術	275点
3	肛門に及ぶもの	7.5点	556	嵌屯子宮脱の非観血整復術	8点
534	処女膜切開術	20点	557	子宮位置矯正術	
535	処女膜切除術	5点	1	アレキサンダー手術又はドレリー手術	170点
536	バルトリン腺膿瘍切開術	45点	2	癒着性子宮位置異常剝離矯正術	260点
537	バルトリン腺膿瘍摘出術	75点	558	子宮破裂手術	
538	陰壁腫瘍摘出術 (良性)	125点	1	子宮摘除を伴うもの	450点
539	陰壁縫合術	180点	2	その他のもの	225点
1	前陰壁形成	260点	559	分べん時頸陰部切開術 (縫合を含む)	30点
2	後陰壁及び会陰形成	260点	560	子宮腔部試験切除	12点
3	「1」及び「2」をあわせて行なうもの	260点	561	子宮頸管粘膜ポリリーザ切除術	15点
540	陰壁裂傷 (円蓋部) 手術	200点	562	子宮腔部切除術 (スツルンボルフ手術を含む)	125点
541	陰閉鎖症手術	50点	563	子宮腔部乱切術	125点
542	陰式排膿術		564	メトロイリーゼ (1回につき)	20点
			565	ラミナリア又はメトロイリントネルによる頸管拡張術	8点

566	子宮頸管形成術 (エンメット手術)	125点	592	骨盤位娩出術	100点
567	分べん時頸管裂傷縫合術	55点	注 産科娩出術において双子のときは、一児ごとに所定点数を算定する。		
568	子宮頸管縫縮術	55点	593	胎盤圧出術	5点
569	膈中隔切除術		594	双手圧迫術 (大動脈圧迫を含む。)	40点
1	全隔のもの	75点	595	分べん時子宮出血止血法	40点
2	不全隔のもの	20点	596	胎盤用手剝離術	30点
570	子宮膈部焼灼法	10点	597	胎状鬼胎除去術	60点
571*	分べん時鈍性頸管拡張術 (1回につき)	20点	598	臍帯還納術	20点
572	子宮頸管拡張術	15点	599	ボロー手術	450点
573	子宮内膜掻爬術	60点	600	帝王切開分べん術	350点
574	子宮筋腫摘出術	225点	601	子宮内容清掃術 (不全流産の場合)	40点
575	子宮息肉様筋腫摘出術	225点	602	子宮外妊娠手術	260点
576	クレニョヒ手術	260点	(内分泌器)		
577	卵管口切開術	150点	603	甲狀腺腫摘出術 (囊腫、腺腫等)	200点
578	卵巣腫瘍摘出術	250点	604	バセドウ甲狀腺切除術 (両葉)	380点
579	卵管全摘除術、卵管腫瘍全摘除術 (両側)	225点	605	頸部悪性腫瘍摘出術 (リンパ節清掃を含む。)	310点
580	卵管卵巣移植術 (卵管架橋術)	260点	注 頸部清掃 (ネックデイスケション) をあわせて行なった場合は710点とする。		
581	卵管結紮術 (腔式を含む。)	200点	606	副腎全摘除術	530点
582	卵巣部分切除術 (腔式を含む。)	180点	607	頸動脈球摘出術	100点
583	卵膜穿刺	8点	(神経)		
584	人工妊娠中絶手術		608	神経形成術 (縫合、剝離、切除)	310点
1	3箇月まで	60点	609	神経移植術	400点
2	7箇月まで	100点	610	頭蓋内血腫除去術	550点
585	正常分べん	150点	611	硬膜膜血管結紮術	550点
586	胎児縮小術 (娩出術を含む。)	85点	612	脳蜘蛛膜癒着剝離術	550点
587	仮死新生児蘇生術		613	頭蓋内腫瘍摘出術	860点
1	仮死1度のも	8点	614	脳膜脱膜本手術	400点
2	仮死2度のも	20点	615	脊髄硬膜内手術	530点
588	外回転術	20点	616	椎間軟骨ヘルニア切除術	530点
589	内回転術、双手回転術	45点	617	骨髄癒着剝離術	530点
590	鉗子娩出術	100点	618	コルポトミー、ピラミッドトミー	530点
591	胎児吸引遂べん器の使用	100点			

619	脊髄硬膜外手術	400点	(視 器)		
620	椎弓切除術 (ラミネクトミー)	400点	643	ぶどう腫縮少術	45点
621	棘突起切除術	400点	644	眼球内容除去術	80点
622	脊椎横靱帯肥厚切除術	400点	645	前房虹彩、硝子体内異物除去 (マクネット使用)	180点
623	脳室穿刺	20点	646	眼球全摘出術	85点
624	後頭下穿刺	15点	647	円錐角膜手術	45点
625	腰椎穿刺	8点	648	角膜後面切開術 (乱視)	45点
626	脊髄液移動術 (パンピング療法)	15点	649	角膜潰瘍手術	
627	脳切術		1 焼灼	10点	
1 穿頭によるもの	200点		2 切開	25点	
2 眼窩經由によるもの	125点		3 結膜弁被覆	45点	
3 開頭によるもの	530点		650	角膜掻爬術	10点
注 両側同時に施行した場合は、所定点数の2倍を算定する。			651	芒状角膜炎切開術	25点
628	脳膿瘍排膿術	530点	652	角膜葉液施術	10点
629	脳切除術 (半球切除を含む。)	710点	653	角膜異物除去術	15点
630	開頭式神経手術	530点	654	ゼーミツシュ角膜切開術	20点
631	脊髄腫瘍摘出術	670点	655	抽膜異物除去術	15点
632	横隔神経捻除術	130点	656	光学的虹彩切除術	80点
633	横隔神経麻痺術	130点	657	緑内障手術	
634	腰皮神経捻除術	130点	1 円錐術	115点	
635	頸部交感神経節切除術	110点	2 抽膜切開、抽膜切除	100点	
636	頸動脈周囲交換神経切除術	110点	3 虹彩切除	115点	
637	腰部交感神経節切除術	260点	4 虹彩軟化術	115点	
638	胸部交感神経節切除術		5 毛線体剝離	115点	
1 背部より	260点		6 毛線体ジプテラルミー	110点	
2 開胸により	310点		658	虹彩前 (後) 癒着剝離術	115点
639	下腹部神経叢切除術、コット手術	260点	659	硝子体吸引術	15点
注 クレニツヒ手術をあわせて行なった場合は310点とする。			660	前房穿開又は前房穿刺 (前房内注入を含む)	15点
640	尾動脈瘤摘出術	260点	661	白内障手術	
641	広汎交感神経切除術	260点	1 弁状摘出	205点	
642	股動脈周囲交感神経節切除術	110点	2 線状摘出	180点	
(感覚器)			3 切囊	70点	

4	後発性白内障	80点	681	結膜異物除去術	5点
5	全摘出	310点	681	結膜下異物除去術	15点
662	硝子体置換術	45点	682	結膜囊形成術	100点
663	網膜剝離症手術		1	結膜囊部分形成	180点
1	裂孔閉鎖術	450点	2	結膜囊全部形成	260点
2	穿刺その他によるもの	110点	3	皮膚及び結膜の形成	260点
3	強膜短縮術	120点	683	内眥形成術	30点
664	斜視手術		684	角膜パンプス手術	30点
1	前転法	115点	685	翼状贅片手術	85点
2	後転法	80点	1	弁の移植を要するもの	30点
3	「1」及び「2」をあわせて行うもの	125点	2	その他のもの	45点
665	眼窩腫瘍切開術	70点	686	角膜切除術	25点
666	眼球摘除及び組織充填術	125点	687	角膜点墨染色術	310点
667	眼球摘出後の組織充填術	125点	688	角膜移植術	45点
668	義眼包埋術	125点	689	角膜縫合術	5点
669	眼球脱臼整復手術	5点	690	麦粒腫切開術	5点
670	眼窩腫瘍摘出術		691	小涙点切開術	5点
1	単純なもの	115点	692	マイボーム腺切開術	5点
2	クレーンライプ手術	400点	693	マイボーム腺梗塞摘出術	5点
671	眼瞼腫瘍切開術	8点	694	睫毛電気分解術(毛根破壊)	10点
672	霰粒腫切開術(摘出を含む)	20点	695	睫毛多数除去術	10点
673	結膜結核節摘出術	20点	696	涙腺切開術	12点
674	眼板切除術	75点	697	涙腺摘除術(切除を含む)	45点
675	鬼眼症眼瞼板縫合術	8点	698	涙管切開術	5点
676	眼瞼外反症手術	85点	699	涙管切開術	8点
677	眼瞼内反症手術	45点	700	涙管摘除術	100点
678	眼瞼下垂症手術	100点	701	涙管フジエ法	2点
679	トウコープ手術		702	涙管フジエ法(洗浄を含む)	2点
1	圧砕法、摩擦法	7.5点	703	涙管レジンチューブ法	85点
2	焼灼法	7.5点	704	外嚙切開	8点
3	「1」及び「2」をあわせて行うもの	8点	705	涙管鼻腔吻合術	120点
630	結膜異物除去術	5点			

(随 器)

706	先天性耳瘻管摘出術	45点	731	筋注麻酔	15点
707	耳聾摘出術	18点	注	全身麻酔で静脈注射用麻酔薬を小児等で筋肉内注射により行なった場合に限り算定する。	
708	耳垢除去術		732	硬膜外麻酔	29点
1	複雑なもの	3点	733	低位脊髄麻酔	29点
2	極めて複雑なもの	15点	734	高位脊髄麻酔	45点
709	外耳道異物除去術	3点	735	伝導麻酔	
710	外耳道閉鎖症手術	420点	1	球後麻酔	25点
711	鼓膜切開	6.5点	2	三叉神経半月神経麻酔	25点
712	鼓膜穿孔	2点	3	上腕神経叢遮断	55点
713	鼓膜癒着剝離術	260点	4	内臓神経遮断	25点
714	鼓室洗浄	5点	5	蝶形口蓋神経遮断	25点
715	鼓室形成術	420点	736	無痛分娩時の麻酔	
716	鼓膜形成術	420点	1	ガス麻酔 (マスコによるもの)	55点
717	耳管フジー法	2点	2	硬膜外麻酔	29点
718	乳様洞閉鎖術	260点	3	傍頸管麻酔	10点
719	中耳根本手術	355点	4	陰部神経叢麻酔	10点
注	術後創傷処置は1日につき3点とする。		737	開放点滴式全身麻酔	55点
720	耳後瘻孔縫合術	45点	738	マスコ又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔 (2時間まで)	100点
721	耳輪埋没症形成術 (松井式)	45点	注	1 実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに10点を加算する。	
722	内耳全摘除術	520点	2	心臓手術、生後1ヶ月以内の乳児の手術及び伏臥位の脳手術の場合は、100分の50に相当する点数を加算する。	
723	錐体突起開放術	490点	3	承を使用した場合は、その購入価格を10セントで除して得た点数を加算する。	
724	耳科的硬脳膜外膿瘍切開術	400点			
725	迷路開窓術	520点			
726	ローゼン手術	520点			
727	耳科的頭蓋内手術	490点			
第2節 麻酔料			第3節 ギプス料		
本節に掲げられてない、麻酔の手術料は、第1節に掲げる処置及び手術の所定点数に含まれるものとする。			既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切替使用した場合は、各区分の所定点数の100分の20に相当する点数として算定する。		
区分			区分		
728	迷もう麻酔	3点	739	四肢ギプス包帯	
729	静脈麻酔	15点	1	胸部から上腕に及ぶもの	110点
730	注腸麻酔	15点			

2 胸部から前腕又は手部に及ぶもの	110点
3 上腕から前腕又は手部に及ぶもの	60点
4 前腕から手部に及ぶもの	40点
5 腰部から足部に及ぶもの	125点
6 大腿から足部に及ぶもの	85点
7 下腿から足部に及ぶもの	55点
740 斜頸ギプス包帯	110点
741 脊椎ギプス包帯	120点
742 鎖骨ギプス包帯	110点
743 先天性股関節脱臼ギプス包帯 (両側)	105点
744 ギプスベツト	110点
745 治療器具の採型ギプス (部位をとわない)	40点
746 ギプス除去料	
注 各区分の所定点数の100分の10に相当する点数とする。ただし、他の医療機関において装着したギプスを除去した場合は、その2倍に相当する点数とする。	
ギプスベツト又はギプス包帯の修理	
注 ギプスベツト又はギプス包帯の修理料は、次の計算法により算定する。	
使用材料価格	10
4点	
第4節 治療材料、麻酔剤及び薬剤料	
区分	
第1節、第3節に掲げる処置及び手術に要した。治療材料の費用は、別に定める治療材料を除く外は、各区分の所定点数に含まれるものとする。	
747 治療材料	使用した治療材料の価格を10セントで除して得た点数
748 麻酔剤	使用麻酔剤の価格を10セントで除して得た点数
749 薬剤	使用薬剤の価格を10セントで除して得た点数
注 使用した治療材料、麻酔剤及び薬剤の価格は、別に厚生局長が定める。	
第10節 手術場使用料	
通則	
1 病院の使用を承認された開業医師が、手術場を使用した場合の費用である。	
2 手術場使用料は、第1節及び第2節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。	
3 第1節に掲げられていない処置及び手術を行なった場合の手術場使用料は、最も近似する処置及び手術の各区分の所定点数により算定する。	
4 正規の診療時間以外の時間に手術場を使用した場合には、第1節の各区分の所定点数の100分の20に相当する点数を加算する。	
第1節 手術場使用料	
区分	
750 開胸術程度	60点
751 胸部成形術程度 (肋骨切除、乳癌手術等)	48点
752 胃切除術程度 (腸胃接合、吻合、十二指腸潰瘍、胆嚢摘出、胆石、腎摘出、尿管結合等)	48点
753 カリエス根治手術の程度 (脊柱に対する手術、大腿骨折に対する手術等)	48点
754 産科的開腹術程度 (帝王切開、外妊手術等)	48点
755 子宮摘出術程度 (子宮癌、筋腫、悪性卵巣腫瘍等)	48点
756 甲状腺切除術程度	36点
757 骨接合術程度 (骨髄炎、大腿以外の骨折手術等)	36点
758 乳房腫瘍術程度	30点
759 ヘルニヤ手術程度 (由垂炎、試験開腹、膀胱結石、陰嚢水腫、睾丸摘出等)	30点
760 胎児に対する手術 (截頭術、頸頭術等)	30点
761 子宮附属器に対する手術 (卵管、結紮、卵巣、嚢腫、子宮後傾、後屈に対する手術、卵管開通、鎖肛、アレキサンダー手術、内腔腫瘍術等)	30点
262 軟部組織形成程度 (鬼唇、皮膚移植等)	24点
763 四肢切断術程度	24点
764 小手術等 (痔核、痔瘻、外來処置困難な中等度、筋炎様写	24点

織炎程度等の外傷、気管切開等)

765	ギプス包帯	12点
766	切開縫合術程度	6点
767	分娩室使用料	6点
		18点

注1 実施時間が2時間を超えた場合は、30分又は、その端数を増すごとに所定点数の100の20に相当する点数を加算する。

2 手術室で使用した治療材料、麻酔剤及び薬剤の費用は、第2節の各区分の所定点数により算定する。

第2節 治療材料、麻酔剤及び薬剤料

治療材料の費用は、別に定める治療材料を除く外は、第1節に掲げる各区分の所定点数に含まれるものとする。

区 分

768	治療材料	使用した治療材料の価格を10セントで除して得た点数
769	麻酔剤	使用麻酔剤の価格を10セントで除して得た点数
770	薬剤	使用薬剤の価格を10セントで除して得た点数

注 使用した治療材料、麻酔剤及び薬剤の価格は、別に厚生局長が定める。

第11部 文 書 料

通 則

介輔診療所における文書料は、かつて内の点数により算定する。

区 分

771	診断書	2点 (1点)
772	死体検案書	10点 (5点)
773	その他の証明書	1点から20点の範囲内

岩手県三陸支庁

伊江郵便局、恩納郵便局および屋我地郵便局を次のとおり移転した。

一九六七年八月十一日

行政主席代理

行政副主席 小 渡 三 朗

名 称	現 位 置	移 転 位 置	移 転 年 月 日
伊江郵便局	伊江村字東江前 四五九番地	伊江村字東江前 五三番地の二	一九六七年 六月二十九日
恩納郵便局	恩納村字恩納 二四九二番地	恩納村字恩納 二四九一番地	一九六七年 七月六日
屋我地郵便局	屋我地村字饒平名 一一六番地	屋我地村字饒平名 三七〇番地	一九六七年 七月七日

法 務 局 事 項

法務局告示第三号

法務局普天間登記所は左記のとおり移転した。

一九六七年八月十一日

法務局長 久 貝 良 順

1	移転月日	一九六七年七月四日
2	移転場所	宜保市字普天間五三三番地の三

琉球電信電話公社事項

琉球電信電話公社告示第3号
国際電信電話営業規則 (1960年7月1日琉球電信電話公社告示第14号) の一部を次のように改正し、1967年8月1日から実施します。

1967年8月11日

琉球電信電話公社

総裁 新 里 善 福

別表第3号 第1部国際通話料金表の1 オークランド回線を経由する場合の Jamaica (ジャマICA) の項の最初の3分までの料金の日曜日を次のように改めます。

Jamaica (ジャマICA)	12.00
------------------	-------

公 告

東村における地籍調査の成果である地図及び簿冊は土地調査法第七条第一項及び第二項の規定に基づき土地調査の成果として確定したから同法第七条第三項の規定に基づき次のとおり公告する。

一九六七年八月十一日

臨時土地調査庁長 大 嶺 朝 健

一 土地調査を行なった者の名称 臨時土地調査庁

二 調査を行なった時期 自一九六四年五月
至一九六七年四月

三 成果の名称 沖縄県国頭郡東村地籍図
沖縄県国頭郡東村地籍簿

四 調査を行なった地域 東 村

五 確定年月日 異議申立のなかった土地 一九六七年四月十七日土地調査法第六条第二項による
異議申立のあった土地とその関係土地

一九六七年八月四日

建築基準法第三十八条第一項第五号の規定により道路の位置の指定をしたから次のとおり公告する。

一九六七年八月十一日

行政主席代理

行政副主席

小 渡 三 朗

一 申請人住所 具志川村字安ゲ名二一一番地

氏名 小 渡 重 善

二 道路位置の指定

指 定 道 路		関 係 番 地
巾 員	延 長	
四・〇〇米	一二六・〇〇米	中頭郡具志川村字国場安慶名又原
〃	〃	二〇六五番地
〃	〃	二〇六九
〃	〃	二〇七一
〃	〃	二〇七二
〃	〃	二〇七三
〃	〃	二〇七四
〃	〃	二〇七五
〃	〃	二〇八一
〃	〃	二〇八三

販売所	発行所
総務局財務部用度課	総務局渉外広報部文書課

— ひかり印刷所 —